

近世いろは歌研究史稿(中)

矢 田 勉

三 資料(補足)

新たに調査し得た資料一点について紹介をする。

(28)「色葉圖形」(序題・目録題)【調査底本】家藏本

〔書誌〕藤原終淑編。元禄十二年頃成、江戸時代中期写。

袋綴五針眼訂法、一冊。但し、表紙は間合わせの後表紙。

「国書総目録」に依れば、彰考館戦災焼失本に本書と同人

編・同書名ものが記載されており、成立年を「文禄十二

年」とする。恐らくその書と本書は同一書であろうが、本

書に「文禄」の年号は全く見えず、「元禄」の誤りである

うと考えられる。

〔識語〕次項に挙げる⑩の系図中に以下の識語が見える。

右色葉圖形世々青蓮院家秘／蔵而不出函底也然傳友月齋

／之家密書而藏焉然後亦傳長／壽之家汲期在我家于時原

本／頗有誤字脱衍文今悉訂正之夏／新寫而備家珍重宜爲

清書云／爾昔／元禄十二年己卯仲春既望／藤蓮齋終淑識

〔内容〕五十音・以呂波に関する諸資料を類聚したもので

ある。目録を挙げる。

- 五十音圖……………①
 - 悉曇五韻相通世尊正願梵文撰寫……………②
 - 世尊正蹟梵篆色葉空海輯寫……………③
 - 色葉圖形弘法大師正蹟 尊園親王筆蹟寫 尊園親王筆蹟……………④
 - 朝鮮色葉假名字……………⑤
 - 書史會要之色葉字第八……………⑥
 - 片假名色葉體變作者未詳……………⑦
 - 大小篆色葉字體……………⑧
 - 色葉假名字遺古事記日本記……………⑨
 - 色葉假名字遺大畧萬葉集……………⑩
 - 色葉圖形許可系圖畧……………⑪
 - 色葉長歌弘法大師製作……………⑫
- ①は、小異は有るものの、「和字正濫鈔」所載の五十音圖とほぼ同じものである。出典は明らかにされていないが、同書からの引用とみてほぼ間違いないであろう。目録にはないが、この後に「假名凡例」の項がある。これも小異があり出典は明記されていないが、「倭字古今通例全書」所載の同名の図とほぼ同じものである。これが正しくそれら

からの引用だとすれば、契沖と橘成員の論争の当時、その両説を掲げたものということになる。②は梵字による五十音図。③は梵字による以呂波歌。④は目錄に掲げた四人の筆跡と称する平仮名書きいろは歌の模写。いずれも典型的な平仮名書きいろは歌である。空海筆と称するものは刷り物の空海筆いろは歌と同体のもの。尊圓〔圖〕は誤り。尊純のものには朱で点画の書き方を示す。尊純のものは更に字母の反切を示す。尊證のものには別体のいろは歌を後に併せる。⑤はハンブルによる以呂波歌。⑥は原本系（青洲文庫本のものなどと同じ体のもの）のもので、「和漢三才図絵」所載の系統のものとは異なる。⑦は片仮名書イロハ歌で、一字毎に字母を示す。この後に本文では⑧がある。「色葉雖艶……」のように漢字で以呂波歌を解したものの。その後⑨があり、篆字の以呂波歌。⑩は「古事記」「日本書紀」及び「万葉集」所用の万葉仮名を以呂波順に示したものの。この後に寛文二年、松風堂兼子友月齋の識語がある。この年記が信用に足るものとすれば、本居宣長・石塚龍齋以前の万葉仮名研究として注目すべきものである。以呂波毎に万葉仮名を並べているうち、対応する濁音の存する箇所は「清音」「濁音」「清濁通用」の三分別を行っている。「古事記伝」や「古言清濁考」と比較すれば、落している仮名や清濁の認定に不十分な点もあるが、鈴屋派以前の万葉仮名の清濁研究として貴重な資料である。また識語には書紀歌謡に於ける同字法のことなども触れられている。このような万葉仮名研究書としての本書につい

ては本稿では詳しく触れる余裕を持たないので、稿を改めて検討を加えたい。⑪は「色葉大祖」高野弘法大師から尊圓法親王・尊證法親王・尊祐法親王・松風堂某兼子友月齋日記・長壽遠藤伊衛門・全昌藤運之衛門初稱官符・庸員小野龍藏・初稱信員・徳健新見源左衛門に至る「色葉図形」伝授の系図である。このうち全昌の後に前掲の識語が見える。

四 作者説の展開付、片仮名作者説について

いろは歌の作者に擬せられてきた人物は、何といつても空海が筆頭であり、いろは歌と平仮名との結びつきが固定的なものとなるに従つて、空海が平仮名作者にも擬せられるに至ったことは、先に第二章で粗々述べた。ここでは、近世のいろは歌研究書で、いろは歌作者説がどのように展開したか、について纏めるとともに、空海個人以外を作者に擬する説が要請されてきた理由について考察を加えたい。

まず、本稿が資料としているいろは歌研究書がどのような作者説を採っているか、纏めておく。

a・空海単独作者説

a-1・平仮名も空海作とするもの（積極的に平仮名も空海作を否定しないものを含む）

- (6) 悉曇を参考に空海が製したと説く。神代文字説を否定する。
- (14) 最澄説・聖徳太子説・権操説(動)・最澄空海合作説・護命空海合作説を挙げて、否定する。
- (15) 四十七字をいろは歌の配列に並べ替えて覚えやすくしたの

は空海であるが、四十七字自体の考案は天照太神であつて、そのことこそ重要だと説く。平仮名については空海作説を採る。

(16) 作者説に重きを置いた書ではないが、見返しに「弘法大師御流儀／菅丞相之御染筆」とする。

(18) 護命空海合作説を否定する。「高野日記」を根拠とする。

(19) 空海がヒフミを作り替えているは歌にしたものとする。仮名に関する言及はない。

(20) 古備真備の片仮名を手本に空海が製したとする。「高野日記」が根拠として挙げられている。

(21) 「聲母傳」「簾中抄」「釋日本紀」「神代卷纂疏」「河海抄」「以呂波字原」といった書を根拠に挙げる。

(22) 「いろはは高野大師の漢土の字日本の音うつりやすきをとりにて伯英懷素張旭が畧草になそらへて作りし也」とする。

(23) 一説に比叡山「安然」説のあることを紹介し、否定する。神代文字説も否定している。

(25) 「第一書」吾国蒼生より七十二点という文字があつて、後に空海がそれを組み合わせて四十七字を綴り、初学の兒童の学びやすくしたものだとする。実際に七十二点なるものの具体的な姿が示されているが、いろは歌書写の平仮名の部品とも言うべきものである。神代文字説の一種の変形か。

〔第三書〕いろは歌を空海作とし、平仮名についても「此假名を手習の始とし」とする。

(26) 「以呂波起元」「我國にて弘法大師くづしよき字をえらひ

諸語に通する音をとりてこのいろはとしまへり」とする。

〔いろは字正誤辨解〕悉曇に倣つて空海が製したとする。

(27) 護命空海合作説・「京」字慈覚大師説を否定する。

(28) 平仮名作者については明言はしていないが、「空海自筆いろは歌」を載せている。

他に近世以前の文字研究書では、「倭片仮字反切義解」・「和字大観抄」・「仮字本末」など多くのものが空海説をとる。

a・2・平仮名は空海作としないもの

(5) 「イロハノ和字ハ。ヨソラクハ。空海ノ御作ニアラズシテ。誰ノ師方製作スベキヤ」とする。また聖徳太子説・最澄説を否定する。

(8) (5) の説を支持する。

(10) 「和字ハ神代ヨリアリトイヘトモ、中絶シテ流行セズ、太神宮ノ命ヲ蒙テ、伊呂波ヲ綴リ玉フ時、和字ヲ中興シ玉フ故ニ、大師ノ作ト云フナリ、」と述べる。

(17) 「文字ハ神代ノ字ニシテ句作ハ弘法ノ述作ナリ」とする。他に聖徳太子説・蘇我馬子説・空海最澄説・藤原冬嗣説などのあることを述べる。

文字研究書では、齋藤彦磨「仮名字鈔」(嘉永元年)が、いろは歌は空海作だが、平仮名は古よりの字で、作者は別だとする。

b・空海・勤操合作説

(7) 「此いろはは世上多くは弘法大師の一作といへとも実は勤操と空海と力を合て作れるとなり」とする。

c・空海・護命合作説

(1) 「京」(「界畔の字」)のみ護命が添えたとする。

他に朝可「以呂波略注」(27)による)、篋中抄(13)(23)等による)にもこの説を探るとする。

d・空海・最澄合作説

(12) 「京」のみ最澄とする。

(25) (いろは傳)前半を空海、後半を最澄とする。

e・空海・護命・最澄合作説

(2) 初句を護命、後を空海、「京」字を最澄とする。

(3) (2)と同じ説を採る。

(4) 「以呂波玄談」(2)と同じ説を採る。

「以呂波見聞書」初空海、中勤操、後最澄とする。「京」

字については明言しない。

(16) いろは歌本体は空海作、「京」字を護命・最澄・空海が付

けたとする。

f・空海・勤操・護命合作説

(9) 諸説を類聚するが、結論としては、いろは歌は空海・勤

操・護命等合作説、平仮名は空海作説を採る。

g・空海・嚴謙・最澄合作説

(11) 「作者傳受」に、初二句空海・次一句嚴謙・後一句最澄と

する。「京」は南都・高野でこれを書かず、山門にのみ書

くとする。平仮名作者については空海説を誤りと排し、常

磐太連の作とする。

文字研究書の中ではいろは歌Ⅱ平仮名作者として空海説が一般的だが、このように見えてくると、空海作ということとは必ずし

もいろは歌研究書の中では無条件に受け入れられてきたわけではなかったことが分かる。諸説の中で聖徳太子説・蘇我馬子説・藤原冬嗣説などは、現在の所、否定の対象として挙げられたものを見出しうるのみであるが、その中では聖徳太子説が複数に見え、多少なりとも力があった説らしきことが窺われる。或いは今後の調査によってその説を明記した書に遭遇しうるかも知れない。

空海説は多く「日本書紀纂疏」を根拠に引く(5)(12)など。他に「三東秘密譚要」(13)や「高野日記」(18)(20)、(27)に引かれた諸書など、多くの書が根拠として示される。

それに対する異説の中で有力なのは、空海とそれ以外の人物との合作という考え方である。それはいろは歌本体が合作であるという説と、後で別人が「京」字を加えたとする説、及びその合体型に大別されるが、そこに合作者の候補として勤操・護命・最澄等が想定されて、その組み合わせによる多くのバリエーションが出現している。

言うまでもなく勤操は空海の師、護命は空海の資で「東寺長者始」(1)であったとされる人物である。(1)が空海・護命合作説を探るが、この書は奥書から東寺周辺にあった本であることが分かる。一方で、最澄を合作者の一人に採る書には、(4)「以呂波見聞書」のように明らかに比叡山の僧侶によって書かれたものがある。また、最澄合作説は多く、護命合作説と合体し、「京」の字を巡って、(2)のように「東寺の説」と「山門の説」(東寺は四十七字、山門は四十八字とする)とを

併記するものが多い。ここから窺われることは、合作説は始め東寺周辺において護命との合作説として生じ、更にそれを手本として、後に比叡山周辺で最澄合作説が生じたのではないかということである。そうした説が要請された理由には、高野山に対する東寺の地位、また真言宗に対する天台宗の地位を相対的に高めようとする心理が想定されよう。いろは歌に「京」字が付加されるようになった事情に就いては未だ詳らかでないが、比叡山に於いて、この字をもつて、人口に膾炙したいろは歌の成立に、最澄を関与させたいという欲求が実現されたことは疑いない。しかし、そうした仏家の事情は、一般には受け入れられなかったようである。実際、近世いろは歌研究書で空海説を採るものは通例先行文献をその根拠に挙げるが（勿論遡つてその先行文献には何の根拠もないのであるが）、合作説ではそうした根拠が示された例がない。その説得力の乏しさの故であろうか、国学者は勿論、漢学者や書家のいろは歌研究には殆ど影響を与えなかったのである。

さて、(7)にのみ見える（他に(14)で否定的に取り上げられている）勤操合作説についてはその要請されてきた理由が今のところ明確に述べられない。華嚴若しくは三論宗の方面から現れた説とすれば辻褄が合うし、(11)のように南都とのパランスを考えた作者説のあることも事実だが（但し、この(11)自体は書道家系の書）、充分な資料がなく、今後の課題としたい。

なお、最澄合作説への反論として、最澄合作説は訓点の創始を読み違えたものとする意見（(5)）も出される。しかし、こ

の最澄訓点創始説（他に(10)に見える）も平仮名作者に擬せられる空海に対して、訓点創始者として最澄を比定し、そのパランスをとろうとしたもので、合作説と同工異曲のものである。仏教が近世期の文字意識に与えた影響の一部として、仮名作者説と一環のものとして捉えていく必要がある。この点についてもいづれ改めて考察したい。

さて、合作以外の異説は、先に述べたように、肯定的に紹介されたものとしては今のところ見出し得ない。神代文字説との関係で、平仮名の作者については空海としない説も現れるが、神代文字説の多くは同時に文字の配列として「ヒフミ」を採用するので、「いろは歌」自体の空海作者説を否定する方向には働かないのである。(15)のように、四十七字の歌自体は既に神代に出来ていたことこそ重要で、それを並べ替えたに過ぎない「いろは歌」にはそれほどの独創はない、と言う方向で議論の進んだものはあるが、広く信じられた空海作者説を、根本から否定する努力は必要なかったであろう。

付・片仮名作者説

近世いろは歌研究書の中には、片仮名（多くの書で「大和仮名」の異名を紹介する）の作者について付記するものがある。参考までに紹介しておきたい。

a. 吉備大臣説

(6)吉備説を挙げるが、積極的に肯定はしていない。護命説を併記する。

(13) 中国の王化玄が製した五十音を吉備真備が伝え、帰朝の後片仮名を作ったとする。

(16) 「人王四十五代聖武の御宇吉備大臣真備真文字の片傍をとりて書はじめ玉ふ」とする。

(21) 「卜部兼俱」説として吉備真備説を支持する。

(23) 「天平勝寶年中大和都にて備公片仮名五拾字を作る、大和假名共いへり」とする。

(28) 空海説を併記する。

b. 吉備大臣説に根拠なしとするもの

(1) 天台から起こったとする。吉備説には触れない。

(7) 「吉備公の製作といへとも是としかたし。後人の作なるへし」とする。

(14) 平仮名のいろは歌が出来る前に片仮名があったはずがないとする。

(15) 空海作か或いは空海以後の人の作かとする。五十音は悉曇の伝来以前にはあり得なかつたからである。

吉備真備作者説に対しては、空海説ほど異説が生じていない。もとより仏家の人物でない吉備真備に対しては、合作の説の生じなかつたことは、いろは歌の作者説の異説が、仏教界内部の必要性から生じてきたものと考へ得る傍証となる。

五 字源説の展開

本書が資料としたいろは歌研究書について、順に、その仮名の字源説を列挙していく。ただしここでは、漢字を字母とする

考えに基づくものに限定し、梵字や神代文字との関係を読むのについては除外する。それらについては、いろは歌説と神代文字説との関係との問題として、後述することとする。

(1) 以呂波仁保門土(止) 知利奴留遠和加與太禮曾(「つ」は伝授) 禰奈良武宇(子) 為乃於久也未計不已(今) 得天安左幾由女美之恵比毛世寸

一部の仮名に異説を併記する。

(6) 以呂波仁保皿土知利奴留遠和加与太礼曾門禰奈良武宇為乃於久也未計不已衣天安左幾由妙美之恵比毛世寸

(7) 以呂波仁保人土知利奴留遠和加与太礼曾圖禰奈良武宇為乃於久也未計不已依天安左幾由面美之恵比毛世寸

訓仮名はないとする。

(9) 諸説を類聚する。結論としては、

以呂波仁保皿止知利奴留遠和加与太礼曾門禰奈良武宇為乃於久也未計不已江天安左幾由女美之恵比毛世寸とする。

(11) へ・つ・く・江・め・と、といった仮名の字源説に疑問を呈し、いろは仮名の字母には訓仮名はないとする。

(13) へー皿(×刃)・つー川(×鬮・津)・江ー衣(×江は訓仮名なので)・めー妙(×女訓仮名なので)・しー之(×志)・もー母(×毛)・こー己(×今)

(15) いー以(×伊) 天理鈔・和爾雅説)・へー反(字考録説を採る)・とー土(り) 利の全字(×ツクリ)・そー曾(つー門)・おー於(こー己) 江ー江(×衣) 雲石堂説)・え

一兄(ハ好古・篤信説)・め一女(ハ妙一寂本説)

(16) 以呂波仁保人土知利奴留遠和加与太禮曾門禰奈良武字爲乃
於久也未計不已衣天安左貴由妙美之惠比毛世寸志无

「志ん」二文字を後に付す。

(18) 以呂波仁保へ(肥人書) 止知利奴留遠和加与太礼曾川(肥人書) 祢奈良武字爲乃(肥人書) 於久也未計不已江天安左幾由女美之惠比毛世寸

本書の字源説は「同文通考」を引いたものである。

(20) 以呂波仁保一土(ハ止) 知利奴留遠和加与太禮曾門禰奈良武字爲乃於久也未計不已衣(ハ江・一説「牙」) 天安左幾由妙美之惠比毛世寸

(21) 以呂波仁保血止知利奴留遠和加与太禮曾門禰奈良武字爲乃於久也未計不已衣天安左幾由女美之惠比毛世寸

(22) 以呂波仁保血土知利奴留遠和加与太禮曾門禰奈良武字爲乃於久也未計不已衣天安左幾由妙美之惠比毛世寸

(23) 以呂波仁保人止知利奴留遠和加与太礼曾川禰奈良武字爲乃於久也未計不已江天安左幾由女美之惠比毛世寸

訓仮名の存在を認める。

(25) 「いろは傳」へ一兵・つ一豆、という説を紹介しながら、「古の事髓に難知事を押て理を付候儀宜からす候」として退ける。「江」は衣だとする。

本書で他に注目されるのは、世尊寺家の方面では「と・所・お」の三字を書き加えることがあると言ふこと、また別体のいろは歌に言及していることである。

(26) 「以呂波起元」「わか国の本語にはゆへ有て呉音を用ひて

漢音を用ひず、是に依て今のいろはも皆是呉音を用ひたり」とする。

(いろは字正誤辨解) 以呂波仁保血土知利奴留遠和加与太列曾門禰奈良武字爲乃於久也未計不已衣天安造遠油妙美之惠比毛世寸

一般に、文字研究書では、いろは歌書写の平仮名の字母について、あまり異説を見ない。(18)に引く「同文通考」の説と同様の説が一般的である。然し、いろは歌研究書では様々の異説が出現している。いろは歌研究書が、特に書道の方面において「いろは伝授」として秘伝化していたらしいことなどの影響もあろうかと思われる。殊に異説の多いところは、

へ・と・つ・江・め

の五文字である。

このうち、「へ」「つ」については字母に特殊事情があるから、議論的になることは致し方ない。「へ」については「皿」「人」などの説が見えるほか、(23)などに、「人」或いは「ノ」 という説が後京極良経や定家によつて示されているとする。「つ」は、いろは歌研究書では多く「門」とする。

「と」も、それが「止」字の一種の字音に基づくことは今日の定説であるが、本居宣長でさえこれを訓仮名とするほど素性の分かりにくいものであつたから、異説の多いことは当然の結果ともいえる。いろは歌研究書では「土」説が「止」説よりやや優勢に推移している。

残る「江」と「め」についてはやや説明が必要であろう。

そもそもいろいろは歌研究書の中では、いろいろは歌の仮名字体の字母は音仮名でなければならぬという考え方が屢々見られる。それが進んで(26)のように呉音でなくてはならないという説も現れる。仮名「江」や「め」について、その字形から一目瞭然な字母「江」「女」を採用するのではなく、「衣」「妙」を採用しなければならぬ理由は、正に「江」「女」が訓仮名であるという点にある。しかし、訓仮名があつてはならないという判断の根拠は、いずれの書にも明確には示されていない。本居宣長以降のものであれば「古事記伝」「仮字の事」に古事記所用の万葉仮名に訓仮名の原則として見えないこと等が示されていることの影響を考えなければならないが、実際にはいろいろは歌研究書に宣長の名も「古事記伝」の名も見えたためしがなく、それとは無関係に、平仮名の字母は音仮名でなくてはならないという固定化した発想が出来上がつていたようである。

(28)に万葉仮名研究書としての側面があるように、寧ろ疑うべきは宣長がいろいろは歌研究書から受けた影響の有無であろう。そこで、いろいろは歌研究書の多くが訓仮名を排除しなければならぬ理由については、多分に想像を交えて述べざるを得ない。そもそも平仮名にしても片仮名にしても、空海や吉備真備といった特定の人物を作者に擬さなければならぬかつたのは、平均的な中国人以上に漢字文化を使いこなしたという特異な才能をその成立に介在させることによって、それらの仮名の優性を保証しようとしたためと考えられる。そこに、正当な漢字用法に音仮名に基づくものでなければならぬという思い込みが生じる可能性があつたのではないか。呉音専用説は、それを進

めて、より純粹・正確な漢字理解に基づくのが平仮名であるということを主張しようとして生み出されたものと考え得るであらう。

注1 拙稿「平仮名らしさ」の基準について—オの仮名を例として—(『国語と国文学』76巻5号・一九九九・五)を参照頂きたい。

2 『書史会要』所掲のいろいろは歌については、拙稿「いろいろは歌書写の平仮名字体」(『国語と国文学』72巻12号・一九九五・一二)を参照頂きたい。

3 高橋愛次氏『伊呂波歌考』(三省堂・一九七四)六三ページ以下に「京」字に関する資料が集められている。

4 『日本教科書大系』第七巻所収伝世尊寺経朝筆いろいろは歌に「所」が見える。

5 注1と同じ、別体のいろいろは歌のことであろう。

(本学専任講師)